

第3回 吹田市総合計画審議会・第2部会 議事要旨

■日時:令和5年(2023年)6月16日(金) 19:00~21:16

■場所:吹田市役所 特別会議室(高層棟4階)

■出席者:別紙「出席状況一覧」のとおり

■傍聴人:なし

■資料:

(第3回部会資料)

資料1 部会出席職員一覧

資料2 第4次総合計画基本計画改訂版 見直し箇所一覧

資料3 第4次総合計画 現行計画・基本計画改訂版 対照表及び見直し理由一覧

資料4 総合計画審議会・部会(第1,2回)での意見及び所管室課回答

資料5 第4次総合計画中間見直し 市民参画・周知の取組報告書

(第3回審議会資料)

資料1 第4次総合計画見直し 策定スケジュール・本日の到達点

資料2 第4次総合計画中間見直しの考え方(再整理)

資料3 第4次総合計画基本計画改訂版 見直し箇所一覧(策定後の主な動向別)

資料4 第4次総合計画基本計画改訂版 見直しポイント別施策指標一覧

資料5 第4次総合計画基本計画改訂版素案(第3回審議会時点)

資料6 第4次総合計画基本計画改訂版素案概要

資料7 第4次総合計画基本計画改訂版素案 新旧対照表(第2回審議会・第3回審議会時点)

資料8 市民参画 主な意見

■議事要旨

1. 定足確認

2. 案件

【報告】(1)、(2)(資料1、第3回審議会資料1)

事務局:(資料説明)

【議題】(1)第4次総合計画改訂版素案検討(第3回審議会資料2)

事務局:(資料説明)(第3回審議会資料2)

ア)大綱別の確認(資料2、3、4、第3回審議会資料3、4、5、6、7)

ア 序論・基本計画改訂版の構成(第3回審議会資料5、6)

事務局:(資料説明)

A 委員：

SDGs に関する表現について、「持続可能な開発目標 (SDGs)」という表現が理想的。「持続可能な」という表現が抜けているのが気になる。

部会長：

書きぶりに配慮をお願いしたい。

イ 大綱 I 人権・市民自治(資料3、第3回審議会資料5)

事務局：(資料説明)

B 委員：

第3回審議会資料5の 14 ページの現状と課題に新たに加えられた文言で、「ICT の活用などをとおして、地縁によることなく連携することが可能なネットワーク型の活動が」とあり、このことが重要であることは理解しているが、「地縁によることなく」という表現は入れた方がよいのか。

事務局：

自治会活動だけではない、それ以外の活動が増えてきたということが分かりやすいようにという意図で敢えて入れているものの、確かに若干読みにくさがあるような表現となっているようにも感じる。

B 委員：

前段で地域の組織化の重要性を言っているため、それに加えてというイメージかと思う。趣旨や意図は分かるものの、「地縁によることなく」と敢えて言う必要があるのか。

事務局：

地縁によらないネットワーク活動型の活動も浸透、拡大するなど、そういうものも増えているということを書いたかったが、少し強い気がする。文言の整理をさせていただく。

A 委員：

14 ページ、15 ページのところ、市民公益活動団体ワークショップの結果を受け、現状と課題に追加したとあるが、資料5の 55 ページ、56 ページでワークショップの要約を拝見すると、「協働しながら進めたいこと」という内容がある。しかし、その部分は素案の 15 ページに活かされていないが、その理由を知りたい。もう少し文言が入ってもよいのではないか。4つのグループからそれぞれ協働の仕組みづくりについて意見が出ているのに、施策 1-2-2「市民参画・協働の推進」は「さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民公益活動への支援を行います。」という表現に留まっているため、この辺りの表現を組み込めないか。これまでの施策を否定するのではなく、さらに協働していく必要性が出た、というニュアンスがあってもよいのではと思うため、御検討いただきたい。

事務局：

大綱ごとの議論が終わった後に、市民参画の報告書から更に素案に追加することはないかお聞きしようと思っ

ていたが、先んじて御意見をいただいた。御指摘の部分は所管室課とも相談し、現状と課題や施策に反映することができないか再度検討させていただきたい。

市民自治推進室：

ワークショップで挙げられた内容が反映されていないという指摘だったかと思うが、そもそもこれを全て反映するには無理があるということと、見直し作業の考え方として策定後の主な動向に沿っていくつかトピックスを入れている。また、現状と課題において「多様化するニーズ」という表現で、課題としては受け止めていると所管室課としては捉えている。

A 委員：

現状と課題に認識を書き込んだとするならば、それに対応する施策 1-2-2「市民参画・協働の推進」にも影響を与えるのではないかということ。ワークショップの中で何も意見が出ていないのであれば話は別だが、それぞれの部分で意見が出ているため、それを踏まえたときにこの表現のままでよいのか。「市民公益活動への支援を行います」という言葉のままでよいのかという質問だった。

市民自治推進室：

現状と課題には盛り込んでいるものの、施策の中では全てを書き切ることができず、このような形になった。

A 委員：

全てを書き切れないというその判断基準は何なのか。

市民自治推進室：

聞き入れる、聞き入れないという話ではなく、制限された文言の中ではできる限り反映させていると考えている。

A 委員：

現状と課題の中で、デジタルデバインドにより生じる問題やこれまでとは異なる自治会を通さない活動が起きているという中で、これから先どうするかというときに、これまでどおりの市民公益活動の支援を行うということによってよいのかということ。そこは整合性をもって入れる余地があるのではないか。検討して見ていただきたい。どちらかという市民の立場で発言した。

市民自治推進室：

御意見について受け止め、もう少し検討させていただく。

部会長：

現状と課題にワークショップで明らかになったことが盛り込まれているので、新たに盛り込まれた現状と課題に見合う内容が施策に反映されるべきではないか。盛り込む前の文言そのままでは、何のために現状と課題に盛り込んだのかというのが質問の趣旨であるかと思うため、施策の方向性の中に関連する内容をそれなりに付け加えることは考える必要があるのではという問題提起である。事務局も含めて調整していただき次回に回答をお願いしたい。

A 委員：

例えば、「時代の変化に応じて」というような、これまでとは違うというニュアンスが欲しい。それがなければ、コロナ禍による環境の変化があったということが書かれているのに、これまでと同じことをすると読めてしまう。これまでと違うという表現が入るべきだと思う。

次に素案 13 ページの施策 1-1-2「人権の保障」で、2行目に「性的マイノリティの人に対する配慮など」という表現があるが、理解を促進する法案が通ったということで、それを踏まえると配慮するだけでよいのか。

人権政策室：

性的マイノリティの方に対する施策としては、この4月よりパートナーシップ宣誓証明制度を始めており、配慮という部分に留まらず、法的な効力こそないものの、実際の生活を共にされている方に対して公的な認証を付与するという具体的な取組を始めている。まだまだ着手したばかりの取組のため、表現としては「配慮など」という言葉に留まっているが、担当としては当事者の方の御意見や御要望をお聞きした上で、今後の展開を考えていく必要があると考えている。

A 委員：

踏み込んだ施策を設けられているのなら、むしろそれを言葉に変えられてもよいのではと思うが、どういった表現が適切かは悩む。

部会長：

「配慮」という言葉は要らないのではないかと。性的マイノリティの方の人権課題などに取り組む、としても通じる。人権を保障するかどうかということかと思う。

事務局：

所管室課と再度検討し、配慮という表現を取るかどうか、他の言い回しがあるかなど検討して次回御報告させていただきたい。

部会長：

性的マイノリティの人、という表現もどうかと思う。性的マイノリティの立場の人だけではなく、もう一つくらいの別の人権課題を上げた上で、「配慮」の文言はなくすなどの幅広い検討をお願いしたい。

A 委員：

今、部会長がおっしゃられたことは、現状と課題の表現にも出てくるため、合わせて検討をお願いしたい。

ウ 大綱3 福祉・健康（資料3、第3回審議会資料5）

事務局：（資料説明）

C 委員：

2点ある。まず、政策2「障がい者の暮らしを支えるまちづくり」の現状と課題1行目に、「障がい者手帳を所持する人が年々増加しており」とあるが、障がい者手帳とだけ書かれているため、これで一般の方が分かるのかど

うか。もし可能なら、障がい者手帳の後ろに括弧書きで内訳を書いておいた方が親切ではないか。担当課の判断で、総合計画なのでそこまでは要らないということであればそれでよい。

また、政策4「健康・医療のまちづくり」の現状と課題で、「本市の平均寿命」から始まる今回の修正点3行を説明いただいたが、この表現は適切ではないのではないかと。第2回部会で、委員の意見として「平均寿命と健康寿命の差を短縮することが必要だとの課題意識を市民に伝えるため」とあったが、それについて言葉を変えてこのように表現すると少し意味が異なるのではないかと。「支援や介護が必要となる不健康な期間を短縮する」という部分が、読みようによっては問題ではないかと。支援や介護が必要となる期間が不健康であると定義付けしてしまっている。しかも、それを短縮するということになるため、市が出す文言として適切なかどうか。例えば、支援や介護が必要になっても安心して生活することができる、安心できる社会の実現を目指す、というのが市の目指すところかと思うため、このまま出してしまうと、高齢者や障がい者を否定することにもつながりかねない。この表現については検討し直されてはどうかと思う。

障がい福祉室：

障がい者手帳の説明について、細かく書けば分かりやすいとは思いますが、総合計画ではある程度簡潔に表現する必要もあるため、できればこの形で進めたい。

健康まちづくり室：

「支援や介護が必要となる不健康な期間を短縮する」という表現について、「不健康な期間を短縮する」という表現は他にも使用しているが、修飾語を付けることでそれがイコールになる、という御指摘も理解できるため、少し検討をさせていただきたい。

部会長：

健康観は多様であり、一つではない。読みようによっては、支援や介護の必要な人が不健康になったとも読み取れる。ここは、価値判断の言葉ではなく、事実を記述する方がよい。例えば、自立した生活が困難な方、などと表現を変えて、誤解を避けるべきではないかと思う。

A 委員：

2点ある。まず 22 ページの政策2「障がい者の暮らしを支えるまちづくり」の現状と課題で、2段落目に「障がいに対する理解や合理的配慮が求められています」とあるが、これはどういう議論で「合理的」という表現となったのか。逆に、合理的ではない配慮とは何か。この表現に非常に違和感があり説明いただきたい。

2つ目は、27 ページの施策 3-4-1「健康づくりの推進」の中で、ライフコースアプローチという言葉が前回の議論を踏まえて追加したということだったが、この言葉は一般市民にとっては遠い言葉であり、どういうものが分かる方がよい。ライフコースアプローチという言葉が、現状と課題のどことリンクするのか、おそらく「心身ともに健康で豊かに暮らす」という部分かと推察するが、よく分からないため、もう少し検討いただいて、現状と課題に必要な適切な言葉を組み込むなどし、それに加えてライフコースアプローチとはどういうものが分かるように書いていただきたい。

障がい福祉室：

合理的配慮について、平成 28 年度に障害者差別解消法が施行され、その中でこの言葉が明記されている。自治体、事業所が合理的配慮を提供していく、障がい者を支援していくことが義務付けられ、新たに出てきた言

葉であるため付け加えた。

A 委員：

質問の意図は、合理的配慮の意味を知りたいということであり、法律に明記されているからと言って理解できるわけではない。

障がい福祉室：

障がいの特性は精神障がい、身体障がい、知的障がいと様々で、それぞれの特性に合った配慮をするという意味が「合理的」という言葉に含まれている。

部会長：

言葉はともかくとして、障がいのある方に対して、社会で生活しやすいようにしていかななくてはならないということと、「合意的配慮」の意味合いは一般的に受け止められる。しかしながら、所管室課の方から説明があったように、合理的配慮については別途規定があるため、それは明確にするべきかと思う。例えば、「法により義務化された合理的配慮の具体化が求められています」という表現にすれば、合理的配慮とは労わったり大事にしなくてはならないというレベルだけではなく、社会のシステムとして、障がいのある方の生きる権利が保障されている、そのために様々な手立てを講ずることが義務付けられている、ということをごとて謳わなければ、誤解を招くのではないかと思う。さらに言えば、個人モデルと社会モデルがあり、障がいのある人もない人も同じように生きるために、社会のシステムとしてそのための条件作りが必要で、義務化されるということが法の中で貫かれているはずである。そのことをこの文章の中で記述するべきではないか。できれば御検討いただきたいと思う。

障がい福祉室：

合理的配慮の中身は市民の方には分かりにくいということはあるものの、言葉としては広めていきたいため、その言葉は残しつつ意味付けをもう少し工夫したい。

A 委員：

「合理的配慮」についてよく分からず調べてみたところ、合理的配慮とは元々は国連の言葉で、reasonable accommodation を日本語に置き換えたことでより分かりにくくなった。例えばこのような会議にも、いろいろな状態にある人が、不利益を生じないで同じように会議に参加できるというような配慮ということで、それを生活の局面でも取り込むという意味となるため、文言でもそれを分かるようにしてほしい。

B 委員：

前回の議論の中で、ぜひライフコースアプローチを入れてほしいとお願いして入れていただいた。確かに耳慣れない言葉かもしれないが、ライフステージごとにとというのが一般的に言われていることで、子供や大人それぞれの世代にあった健康づくりをしましょうということだが、将来の健康を見据えた上で、子供から一貫通貫した生涯にわたる健康づくりをしましょう、というのがこの言葉には含まれている。次の大綱4が子育て・学びとなるが、健康に関しては子供の健康、高齢者の健康とバラバラには謳われていないため、生涯にわたって健康づくりをという趣旨からこの言葉を入れていただくように議論の中でお願いし取り入れていただいた。

A 委員：

今、御説明いただいたところを踏まえて、ぜひ現状と課題にその部分を入れていただきたい。現在の文言では不十分である。先ほどの合理的配慮と同様、この言葉を誤解されないように的確に使っていただきたい。

成人保健課：

26 ページの現状と課題の4段落目、「心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、一人ひとりが」という部分に、子供から高齢者、妊婦もという言葉を入れ込んでいるつもりではあるが、生涯を通してというような文言を入れてみてはどうかと考えている。また、ライフコースアプローチという言葉も、国の文書には出てきているものだが、まだまだ市民には慣れないものであるため、注釈を前につけてみるなど工夫をしてみたい。

A 委員：

それでよいと思うが、政策4の目標に、「市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み」とあるが、この主体性には、ライフコースアプローチの元来の意味があると思う。自分で一生涯を通じて健康づくりに取り組みましょうというニュアンスにも受け取れる。表現を工夫していただきたい。

B 委員：

21 ページの施策 3-1-2 「暮らしを支える支援体制の充実」のところで、「健康保持のための取組や介護予防の普及啓発などを進めます」とあるが、これだと介護予防が普及啓発に留まるように読み取れるため、修正可能であれば、健康保持や介護予防の取組としてはどうか。健康保持のための取組の中に介護予防も含めていてこの表現となっているのか分からないが、敢えて普及啓発と限定する必要もないかと思う。御検討いただきたい。

もう1点、26 ページの政策4「健康・医療のまちづくり」については、いろいろと追加いただきボリュームが出てよいと思う。赤字の2段落目の健康寿命の延伸について書かれているところで、「生活の質の向上を目指していくことが重要です」という表現が少し唐突に感じる。「不健康な期間を短縮するとともに、生活の質の向上を目指していくことが重要です」という部分は、おそらく、生活習慣病の予防のことを言っているのかと思うが、生活習慣病に至らないように生活を改善するような働きかけという意味かもしれない。少し分かりにくいと感じた。

感染症については、策定後の動向に合わせていろいろと加筆くださっている。前回の議論の中で、結核罹患率という指標が唐突であり、吹田市の中で結核が多いのではという誤解が生じるのではないかという議論のもと、感染症に取り組むということが保健所として重要であると所管室課より説明いただき、その意図が、「感染症は個人だけではなく社会全体にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため」の部分に、結核を始めとする感染症に重点を置きたいということが含まれているかと思うが、コロナ対策をより強化するというようにも読み取れてしまう。保健所として結核は基本中の基本であると強調されていたように、結核に着目する意味や意図について、追加された3行の中にどう書き込むのかももう少し工夫ができればよいと思う。

高齢福祉室：

施策 3-1-2「暮らしを支える支援体制の充実」の部分について、健康保持の中に介護予防も含まれているという意味で書いていたが、分かりにくい部分があるかと思うため少し検討したい。

健康まちづくり室：

生活の質の向上について、健康すいた21で、健康とは身体面だけではなく精神面も含めての健康を謳ってい

る。そのような中で健康寿命の延伸と生活の質の向上を目標として定めているため、このような表現になっている。

B 委員：

生活の質の向上に対する施策はあるのか。今回敢えて入れたということだと思うが。

健康まちづくり室：

健康すいた21の見直しを行い、基本目標の中で身体面の健康だけではないと謳っており、精神面での健康も含める意味で入れている。実際の施策については身体面に対するものが多いが、考え方としては精神面も含めて健康を考えているということを入れている。

B 委員：

心と身体の健康というのは全くそのとおりだが、生活の質の向上というのが唐突な感じがする。結果として、生活の質が向上するということを言っているのか。心の健康と生活の質がリンクしているという説明だったかと思うが、それも理解が難しい。心の健康が十分でないで生活の質が低いという意味か。健康づくりとして生活の質の向上を目指していくというのが、具体的に何を指しているのかイメージがわからないと思った。

部会長：

「生活の質」という言葉が無規定なため、幅広く色々な意味で捉えられてしまう。健康・福祉に関する政策であり、「主体的に健康づくりに取り組む」という観点で生活の質がどうなるのかという内容を補足していただく方が、読み手としてはより内容がはっきりとする。一般的な生活の質という意味では違和感があるという指摘かと思う。工夫ができるか御検討いただければと思う。

成人保健課：

心身の健康ということもあるが、支援や介護が必要となる不健康な期間となっても QOL (Quality Of Life)、つまり生活の質の向上を目指していくことが重要であるということが言いたかった。表現方法はまた考えさせていただきたい。

B 委員：

QOL と表現すると業界的には理解できるが、少し分かりづらい。

地域保健課：

感染症に関して、現状と課題に書いてあることと指標がリンクしていないことが問題と受け止めた。前回、指標について、結核に着目する意図としては、保健所の感染症対策の機能を一番表すためであると説明した。本来であれば課題にある感染症の部分に対応する指標があれば的確で、課題と指標がリンクしたと考えられるが、課題に挙げているような感染症は平時で起きるようなものではない。保健所が全力で機能をつぎ込んで対応しなくてはいけない感染症はコロナなど 10 年に 1 度などの頻度で発生するような感染症となるため、なかなか指標には挙げづらく結核を指標に挙げさせていただいた。現状と課題に何を書けばうまくつながるか、なぜ結核を指標とするのかを説明する欄があれば記入したいと思うが、現状と課題や指標にはその意図を書くことは現状としては難しいと考えている。

B 委員：

結核は昔の感染症というイメージがあるが、季節性の感染症と違い、社会的背景も相まって感染しやすいという意味で、公衆衛生対策として重要な柱となるという考えであったかと思う。新型コロナウイルスやインフルエンザなど急激に広がるものだけではなく、結核のことに言及されたいというのは重要かと思うため、結核がなくなっていないことや、社会的要因が関連するような疾患の対策も、公衆衛生の拠点として適切に対応していくという表現があるとよい。単にインフルエンザやコロナなどの対策をすところとして、公衆衛生の拠点、新たに中核市となった拠点があるということではないかと思う。その辺は工夫をして表現を変えてみるというのは難しいか。

地域保健課：

結核もコロナもそうだが、社会的に不利な状況の人の方が、影響が大きかったのではとされているため、内容については検討したい。

事務局：

補足として、附属資料の施策指標の一覧に、指標として設定する理由や目標値の考え方・積算根拠をまとめている。結核の指標については、58 ページの上から3つ目に指標として設定する理由を記載している。こちらも見たいと思うが、事務局としても所管室課と書き方について検討させていただく。

B 委員：

結核は、様々なことを象徴している。糖尿病や経済的問題、貧困とも関連している。感染症は社会的弱者に対する影響も大きいということも含めて、公衆衛生の拠点として重要だという考えが伝わればよいと思う。

部会長：

27 ページの施策指標 3-4-1 に、「生活習慣を改善するつもりはない人」という表現があるが、健康体なので自分の生活改善の必要性を感じないという人もいる。誤解を招くような表現となっているかと思うため、文言を変えてそれを回避できるのであれば、少し工夫願いたい。

成人保健課：

この項目については、特定健診で国が示している問診項目となっており、これ以上は変えられない文言となっている。前回も御説明したが、今、健康な人であっても、ライフコースアプローチの視点を踏まえて健康になる取組を続けていただきたいという意図もあり、この文言でいきたいと考えている。

部会長：

承知した。

事務局：

政策4「健康・医療のまちづくり」の施策について、施策の順番がこの順番でいいのかという意見が第3部会であった。公衆衛生向上がまず先に来て、その次に、地域医療や健康づくり、その中でもデータヘルスというような流れになるのではないかということで、一度検討してほしいということだった。この点についてまた助言をいただき検討したいと思う。

B 委員：

承知した。

エ 大綱 4 子育て・学び(資料3、第3回審議会資料5)

事務局：(資料説明)

C 委員：

28 ページの政策1「子育てしやすいまちづくり」の現状と課題について、今回、中間見直しの考え方で、わざわざ子ども家庭庁の発足及び子育て教育施策の推進と掲げており、それをどこで読み取ればよいかと思っていた。現状と課題に「吹田版ネウボラ」を大綱3から移動してきたことが、子ども家庭庁の発足が背景にあったためと説明があり、ひとつ納得した。ただ、子ども家庭庁は言うまでもなく国の話ではあるが、市としては改正児童福祉法を受けてどのように動くかというのが本来は影響があるかと思う。子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点について見直して、子ども家庭センターの設置を改正児童福祉法で言及しているが、素案ではその辺りの言及は見当たらない。総合計画であるためそこまで書いていないのか、見直した部分から読み取ればよいのかお聞きしたい。同様に、29 ページの施策 4-1-2「地域の子育て支援の充実」にもその辺りの取組については書かれていない。この点についてどのようにお考えか教えていただきたい。

家庭児童相談室：

児童福祉法の改正を受け、本市として子ども家庭センターをどうしていくか、検討を進めている。今回の総合計画については中間見直しということもあり、吹田版ネウボラを大綱3から大綱4に移動し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の位置付けを「切れ目ない包括的な相談支援体制を構築」と表現していると御理解いただければと思う。

C 委員：

承知した。

D 委員：

32 ページ、33 ページの政策3「青少年がすこやかに育つまちづくり」にある、子供の放課後の居場所の充実について、ここでは留守家庭児童育成室、いわゆる学童と「太陽の広場」の記述はあるが、多くの小学校区に児童センターや児童会館などがあり、多くの子供たちが利用しているため、その記述があってもよいのではないか。

放課後子ども育成室：

現状と課題の中で「学校や地域で」と記載しており、一定範囲を狭めた中で、留守家庭児童育成室と太陽の広場と掲げさせていただいた。御指摘のとおり、児童館もあり、子供たちが行っている場所は他にも広がっていく。児童館の所管室課と相談させていただきたい。

部会長：

32 ページについて2点ある。1点目は、現状と課題の下から4行目について、「非行防止に向けた啓発を行うとともに」とあるが、元々は「啓発と指導を行うとともに」という文言だった。指導というのは青少年に対して上から

目線でどうかという意見があり、「指導を」との文言が削除された。せっかく啓発に加えて何らかの活動をしようとする現行計画だったが、指導という言葉が取られ活動そのものも消えてしまった。これは問題ではないかと思っており、例えば、啓発と働きかけの活動など、啓発だけではなく青少年に対して何らかの活動を行うというメッセージは残していただきたい。

2点目は、これまでの議論を踏まえていろいろと盛り込んでいただき基本的にはありがたいと感じている。先ほども指摘があった学校や地域での居場所の充実を図るということで、「地域」を加えていただいたことは大事な視点である。学校では抱えきれない問題が噴出しており、地域社会が子供の成長についても責任を持ってシステムを充実させよう、地域での子育て活動を充実させようというのが全国的な流れである。学校はその分負担が軽減されるが、改めて子供を教育する、子供に向き合うという本来の姿を取り戻そうということかと思う。地域での子供たちの活動や居場所づくりがポイントとなり、全国的にも大変充実してきており、吹田市でもたくさんの活動がある。そのようなところと学校がリンクすることがこれからの姿だと言われている。地域学校協働活動と言われ、対等な立場で互いに力を出し合い子育てしようという方向付けであり、そういう意味で「地域」が入ったことはとても大きいですが、少し表現を見直していただきたい箇所がある。例えば、「学び、遊ぶことのできる学校や」という表現では、学校だけにつながってしまうため、学び遊ぶのは学校でもそうだし地域でもそうだというメッセージとするため、「学び、遊ぶことができるよう、学校や」というような表現にできないか。地域では、子供食堂や学習支援活動など、遊んだり学習したりする多様な居場所づくりに取り組まれているため、「地域での多様な居場所の充実を図る」というような表現を検討いただけないかと思う。

33 ページも同様に、施策 4-3-2「放課後の居場所の充実」の中で、「地域の実情に応じて放課後の子供の安心安全な居場所を」とあるが、居場所の前に多様を追加いただくことと、放課後というと学校に限定されるため、「地域や学校での」という表現をどこかに入れていただきたい。

放課後子ども育成室：

検討させていただきたい。

部会長：

28 ページの政策1「子育てしやすいまちづくり」の現状と課題の下から3行目について、「医療的ケアが必要な子供への対応」とあるが、「など」を追記いただきたい。

29 ページの施策 4-1-3「配慮が必要な子供・家庭への支援」の、「発達に支援を必要とする」という表現は少し問題がある。発達に対する支援はどの子も必要であり、ここでは発達障がいのある子供のことを言っているため、「発達に特別な支援を必要とする」というような表現にされた方がより正確である。

30 ページの政策2「学校教育の充実したまちづくり」の現状と課題の3行目からの文章が長く、文脈がよく分からない。「IoT や AI などさまざまな先端技術を駆使した課題解決が求められるこれからの社会において」までを前に出し、「さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力等、持続可能な社会の作り手となるための資質・能力…」とつなげた方が誤解を防ぐことができる。とにかく文章が長いので、切れるのであれば切って表現を考えてほしい。

31 ページの施策 4-2-1「学校教育の充実」の2行目も文章が長い。「いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりへの対応や特性に応じた支援体制・新たな学びの場の構築と教職員が本来業務に集中できる働きやすい環境を整える」という部分があるが、新たな学びの場の構築と働きやすい環境を整えることがつながらない。分かりやすい文章に変える必要がある。施策 4-2-2「学校教育環境の整備」で「対応できるよう教育環境を整備する」とあるが、「よう」は要らないと思う。

35 ページの施策 4-4-1「生涯学習活動の支援」について、「学習によって習得した」の漢字は「修得」が適切かと思う。

事務局：

大綱4政策2については、内部でも検討しているところであるため、今いただいた御意見も踏まえて再度検討したい。

A 委員：

30 ページの1段落目は分かりづらい。文章を切るなどして、どういう状況で、そのために何が必要だと整理して書かれないと混乱してしまう。ぜひよい形で修正をお願いしたい。

教育未来創生室：

30 ページ、31 ページの文章表現への御指摘について、確かに長くて分かりづらい部分があるため、分かりやすくなるように対応を検討したい。

E 委員：

政策2「学校教育の充実したまちづくり」の現状と課題で、「令和14年には築50年を超える学校施設が約8割を占めることから、老朽化への対応を進める必要があります」と課題が記載されているが、施策指標を見ると、実施時期が令和7年度までということで、令和7年度以降の対策が書かれていないため、これを純粹に見ると令和7年度の大規模改修以降は打ち手がないように見えて不安を覚える。3年後となるため、何かしらの計画はあるのではと思うが、計画があるのであれば、施策指標を追加した方がよい。そうすれば、課題として老朽化を挙げているが、手をこまねいているわけではなく、市として手は打っているということが見える。令和7年度以降の対策を書いていただきたい。

学校管理課：

まずは令和7年度までの大規模改修を着実に進めようとしているところである。それ以降、現状は具体的に示すことができる指標がないためこのようにしている。

E 委員：

指標がないというのは、具体的な工事計画がないということなのか。案もないということか。

学校管理課：

令和7年度以降も老朽化対策等まだまだ課題があるため、それ以降も検討していく必要があると認識しているが、現状示すことができる指標や計画がないということである。

部会長：

現状と課題の最後の部分、「快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。」とあり、課題意識はあるということなので、「対応を計画的に進める必要があります」というような、今後の方向付けを少し御検討いただけたらありがたい。

F 委員：

専門の委員の方々の活発な議論による意見が盛り込まれて、素案が充実してきたと感じる。一方、いろいろな専門用語が入ってくると、一般の人間としては分かりにくい部分もある。先ほど、障がい福祉の現状と課題で出てきた「合理的配慮」という言葉も、昨年、一昨年と吹田市の障がい者週間の取組で、障害者差別解消法施行以降の合理的配慮や社会的モデルについてのシンポジウムを開催し、その中でようやく理解できたという状況である。これを細かく説明するのは大変なことかと思うが、皆さんに少しでも御理解いただけるような文言にすることも必要なことだと感じた。

G 委員：

31 ページの施策 4-2-1「学校教育の充実」について、「教職員が本来業務に集中できる働きやすい環境」とあり、教職員の労働時間が問題となっていると思うが、30 ページの施策指標は子供たちがメインとなっているが、子供たちだけではなく教職員に対する指標も入れた方がよいのではないか。

教育未来創生室：

教職員が本来業務に集中できる環境を整備することが、子供たちへの質の高い教育につながるという考えのもと、施策指標については子供たちを第一として記載している。ただ、御指摘いただいた「教職員が本来業務に集中できる環境」は非常に大事だと考えている。

イ)市民参画で得られた市民意見の素案への反映(資料5、第3回審議会資料8)

事務局：(資料説明)

(意見なし)

3. その他

事務局：

次回の全体会の開催予定等について事務連絡を行った。

以上

出席状況一覧

別紙

第3回吹田市総合計画審議会第2部会 令和5年(2023年)6月16日(金)午後7時 開催

(選出区分毎の五十音順・敬称略)

	号	区分	分野	所属・役職	氏名	出欠
1	1号	学識経験者	福祉	梅花女子大学心理こども学部 教授	井元 真澄	出席
2	1号	学識経験者	市民自治	関西大学社会学部 教授	草郷 孝好	出席
3	1号	学識経験者	教育	千里金蘭大学生生活科学部 教授	島 善信	出席
4	1号	学識経験者	保健医療	大阪大学大学院医学系研究科 特任准教授	野口 緑	出席
5	2号	公募市民		—	安藤 義貴	出席
6	2号	公募市民		—	山中 拓也	出席
7	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市社会福祉協議会 会長	櫻井 和子	出席
8	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市医師会 副会長	相馬 孝	欠席
9	3号	市内公共的 団体等の代表者		吹田市PTA協議会 副会長	高田 耕平	出席

選出区分の号は、吹田市総合計画審議会規則第3条第2項の各号による。

吹田市 出席者

事務局	今峰行政経営部長、企画財政室 伊藤室長、吉村参事、森岡主幹、清家主査
	担当部局職員(別表1のとおり)
	委託事業者

別表 I

大綱	所属	役職	氏名
1 人権 ・市民自治	総務部広報課	課長	中嶋 花苗
	市民部市民総務室	室長	東田 康司
		参事	田中 義之
		参事	丸岡 武史
	市民部人権政策室	室長	高島 博
市民部市民自治推進室	室長	長井 浩	
3 福祉・健康	福祉部福祉総務室	次長（室長兼務）	安井 克之
	福祉部生活福祉室	室長	門田 俊雄
	福祉部高齢福祉室	室長	安宅 千枝
	福祉部障がい福祉室	室長	西村 直樹
	健康医療部健康まちづくり室	室長	宮崎 直子
	健康医療部成人保健課	課長	村山 靖子
	健康医療部母子保健課	課長	日比 康二
	健康医療部保健医療総務室	次長（室長兼務）	岡本 太郎
		参事	濱本 利美
	健康医療部衛生管理課	課長	笹田 真由子
	健康医療部地域保健課	総括参事（課長事務取扱）	松林 恵介
4 子育て・学び	児童部子育て政策室	室長	今井 典代
	児童部子育て給付課	課長	上田 祥代
	児童部家庭児童相談室	参事	中谷 美樹
	児童部のびのび子育てプラザ	所長	曾我 淳子
	児童部保育幼稚園室	室長	中村 大介
	児童部こども発達支援センター	センター長	堀 みどり
	健康医療部母子保健課	参事	久本 利恵
	学校教育部学校管理課	課長	砂川 智和
	学校教育部教育未来創生室	室長	薬師川 晃
	学校教育部教育センター	所長	木谷 美香
	地域教育部まなびの支援課	課長	北野 康子
	地域教育部中央図書館	館長	林野 優子
	地域教育部青少年室	室長	大川 雅博
	地域教育部放課後子ども育成室	次長（室長兼務）	堀 哲郎